

有効期間満了日 令和10年3月31日

熊捜一第272号

令和5年7月27日

「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」に沿った各種施策の推進について（通達）

令和2年6月に関係府省会議で策定された「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、本県においても、同方針を踏まえた各種施策を推進しているところ、この度、警察庁から別添「『性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針』の決定について（通達）」（令和5年3月31日付け警察庁丙捜一発第8号等）が発出され、令和5年度から令和7年度までの3年間を、「更なる集中強化期間」と位置付けられた。

よって、各所属にあつては、本県における取組中の施策等についてとりまとめた、別紙「各部の関連通達等一覧」を参考とし、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」に沿った各種施策の推進に努められたい。

なお、「『性犯罪・性暴力対策の強化の方針』に沿った各種施策の推進について（通達）」（令和2年6月30日付け熊捜一第223号）については廃止する。

※ 別紙（略）

※ 警察庁通達「『性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針』の決定について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。